

# 社会福祉法人南部町社会福祉協議会福祉機器貸出事業実施要綱

## (目的)

第1条 本事業は、南部町社会福祉協議会が所有する福祉機器を南部町民に貸し出すことにより、高齢者・障害者の在宅生活における自立を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は南部町社会福祉協議会とする。

## (対象者)

第3条 この事業の対象者は、南部町に住所を有している者のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 概ね65歳以上の高齢者で、介護保険給付対象外の者
- (2) 身体障害者
- (3) その他

## (事業内容)

第4条 この事業により貸し出す福祉機器は次に掲げるものとする。

- (1) ベッド一式（本体・マットレス・サイドレール・テーブル）
- (2) 車いす
- (3) その他（歩行器、車いす用クッション）

## (利用申請)

第5条 本事業における福祉機器の借用を希望する者は、利用申請書【様式1】により、南部町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

## (利用決定)

第6条 会長は、前項の規定による申請があった場合には、速やかに必要性を検討し、利用の可否を決定するものとする。

- 2 会長は、利用を決定したときは、福祉機器貸出事業利用決定通知書【様式2】により、また、申請却下を決定したときは、福祉機器貸出事業却下通知書【様式3】により申請者に通知するものとする。

(利用の廃止・停止)

第7条 会長は、利用を決定した対象者が、死亡、入院その他の理由により利用することが不適当と認められる場合には、利用の廃止または停止を決定し、申請者に通知するものとする。

(実費負担)

第8条 利用者は、事業の利用に伴う消毒及びメンテナンスに係る費用を負担するものとする。

ベッド一式 (本体・サイドレール・テーブル・マットレス)	15,400円(税込)
車椅子・その他(歩行器、車いす用クッション)	無料

※ベッド一式の料金は、運搬料金込みの金額とする。

(利用期間)

第9条 本事業の利用期間は、毎年10月1日～翌年9月30日までの間で、最長12ヶ月とする。

- 2 介護保険給付対象者の車いす利用期間は、2週間以内とする。
- 3 会長は、利用者に対し、利用期間終了1ヶ月前に利用期間終了通知書【様式5】により利用期間の終了を通知する。
- 4 期間更新を希望する利用者は、再度利用申請書【様式1】を提出することにより本事業の利用を継続できるものとする。

(諸帳簿の整備)

第10条 この事業の利用状況を明確にするため、福祉機器貸出帳【様式6】を整備するものとする。

附 則

この要綱は平成19年10月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成22年11月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和元年10月15日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和5年3月16日から施行する。



【様式2】

福祉機器貸出事業利用決定通知書

南社協発第 号

令和 年 月 日

様

社会福祉  
法人 南部町社会福祉協議会

会長 有谷 隆

令和 年 月 日付けで申請のありました福祉機器貸出事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 貸出物品：

2. 利用期間：

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

※機器の消毒・メンテナンス等にかかる費用は次のとおりです。

ベッド一式 15,400円（税込）

車いす、その他 無 料

【様式3】

福祉機器貸出事業利用却下通知書

南社協発 号

令和 年 月 日

様

社会福祉  
法人 南部町社会福祉協議会

会 長 有 谷 隆

令和 年 月 日付けで申請のありました福祉機器貸出事業について、次の理由により利用できないので通知します。

記

1. 理 由

【様式4】

南社協発 第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉  
法 人 南部町社会福祉協議会  
会 長 有谷 隆

福祉機器貸出事業利用終了通知書

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、あなたが利用している福祉機器貸出事業について、下記のとおり利用期間が終了しました事を通知いたします。

つきましては、速やかに返却下さるようお願いします。

なお、引き続き利用を希望される場合は、再度別紙「利用申請書」を南部町社会福祉協議会へご提出ください。

記

1. 利用終了日 令和 年 月 日
2. 貸出機器

社会福祉法人南部町社会福祉協議会  
担当：  
電話：0178-76-2662